

大市総第141号
平成30年10月25日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会臨時会への付議事件の追加について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第195号

平成30年10月26日招集の大村市議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成30年10月25日

大村市長 園田裕史

第88号議案 控訴の提起について

第 88 号議案

控訴の提起について

長崎地方裁判所大村支部平成 29 年（ワ）第 20 号損害賠償請求事件について、平成 30 年 10 月 17 日に言い渡された判決に対して不服があるので、次のとおり福岡高等裁判所へ控訴を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 当事者

長崎県大村市玖島一丁目 25 番地

控訴人 大村市

代表者 大村市長 園田 裕史

被控訴人

2 損害賠償請求事案の概要

市の嘱託職員であった原告（上記被控訴人）が、西大村小学校の敷地内に設置された相撲場の改修工事に立ち会っていた際、同相撲場の屋根が崩落し傷害を負ったとして、被告（大村市）に対し、主位的に、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく損害賠償請求として、予備的に、雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求として、108 万 1320 円及びこれに対する平成 27 年 11 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

3 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、74 万 1083 円及びこれに対する平成 27 年 11 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

(4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

4 控訴の要旨

(1) 原判決中本市敗訴部分の取消し

(2) 被控訴人の請求の棄却

(3) 訴訟費用については、第1審、第2審とも被控訴人の負担

平成30年10月26日提出

大村市長 園 田 裕 史